

国立大学法人群馬大学情報公開委員会規程

平成16. 4. 1 制 定
改正 平成17. 4. 1 平成19. 4. 1
平成23. 4. 1 平成25. 4. 1
平成26. 4. 1 平成28. 8. 1
令和 2. 4. 1 令和 3. 4. 1
令和 4. 4. 1 令和 6. 9.13
令和 8. 4. 1

(設 置)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その適正かつ円滑な運用を図るため、国立大学法人群馬大学情報公開委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本学の情報公開及び個人情報保護の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報公開の実施体制に関すること。
- (2) 開示・不開示の判断基準に関すること。
- (3) 法人文書の開示・不開示に関すること。
- (4) 開示手数料の減額又は免除に関すること。
- (5) 審査請求に関すること。
- (6) 個人情報の開示・不開示，訂正・不訂正及び利用停止・利用不停止に関すること。
- (7) その他情報公開及び個人情報保護の円滑な実施に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事のうち学長が指名する者
- (2) 共同教育学部，情報学研究科，医学系研究科，保健学研究科，理工学府，生体調節研究所及び医学部附属病院から推薦された教員 各1人
- (3) 事務局長
- (4) 学長が指名する者 若干人

(任 期)

第4条 前条第1項第2号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、理事のうち学長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(小委員会)

第8条 委員会に、開示・不開示等、情報公開及び個人情報保護に関する具体的な事項を検討するため、開示・不開示等検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

2 小委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(幹 事)

第9条 委員会に幹事を置き、総務部長をもって充てる。

(事 務)

第10条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日において、旧群馬大学情報公開委員会規程（平成13年4月1日制定。以下「旧規程」という。）第3条第1項第2号及び第4号に規定する委員である者は、施行日にこの規程第3条第1項第2号及び第4号の規定により選出された委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、旧規程による委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日において、改正前の第3条第2号に規定する理工学研究院か

ら推薦された委員である者は、施行日に第3条第2号の規定により理工学府から推薦された委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、改正前の委員としての残任期間とする。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年9月13日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行日の前日において、改正前の規程の第3条第2号に規定する委員である者は、施行日に改正後の規程の第3条第2号の規定により選出された委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、改正前の委員としての残任期間とする。